

専決処分の承認について

秦野市手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 3 年 4 月 16 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

国が定める個人番号カード交付事業費補助金交付要綱に規定する個人番号カードの再交付事務に係る国庫補助の対象期間が延長されることに伴い、秦野市手数料条例を早急に改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定に基づいて専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

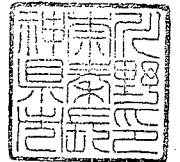


専 決 処 分 書

秦野市手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

秦野市長 高橋 昌和



理由

国が定める個人番号カード交付事業費補助金交付要綱に規定する個人番号カードの再交付事務に係る国庫補助の対象期間が延長されることに伴い、同期間中、補助対象となる再交付の理由に該当する場合の手数料を徴収しないこととすることについて早急に対応する必要があるため、改正する。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第2号」を削る。

附則第5項中「第2号」を削り、「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第33号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 手数料は、その事務に係る申請等があったときに徴収するものとする。ただし、別表第1第6項に定める個人番号カードの再交付手数料についてはその再交付、同表第12項に定める証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付及び閲覧の手数料についてはその交付又は閲覧の際に徴収するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1-4 (略)</p> <p>(個人番号カードの再交付手数料の特例)</p> <p>5 別表第1第6項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった個人番号カードに係る再交付手数料については、<u>令和5年3月31日</u>までに再交付する場合に限り、徴収しない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 手数料は、その事務に係る申請等があったときに徴収するものとする。ただし、別表第1第6項<u>第2号</u>に定める個人番号カードの再交付手数料についてはその再交付、同表第12項に定める証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付及び閲覧の手数料についてはその交付又は閲覧の際に徴収するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1-4 (略)</p> <p>(個人番号カードの再交付手数料の特例)</p> <p>5 別表第1第6項<u>第2号</u>の規定にかかわらず、有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった個人番号カードに係る再交付手数料については、<u>令和3年3月31日</u>までに再交付する場合に限り、徴収しない。</p>